

中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務
企画提案書作成要領

1 業務内容

「中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業委託業務」企画提案指示書のとおり。

2 提出様式及び作成上の留意点

- (1) 企画提案書は別添の様式に基づき作成するが、パソコン等で浄書することや適宜枚数を増やすことは差し支えない。
- (2) 文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても差し支えないが、社名やロゴマーク、提案者が特定されるような図柄等は一切記載しない。
- (3) 用紙の規格はA4版タテとする。
- (4) 企画提案書は専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現となるように留意する。
- (5) 企画提案の内容については、他からの転載は禁止する。

3 企画提案書の提出方法

- (1) 企画提案書は次のとおり提出。

ア 提出部数 9部

※ 表紙に企業名等を記載したもの：1部 表紙に企業名等を記載しないもの：8部

※ 企業名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップなどで留める。

イ 提出期限 令和5年(2023年)12月28日(木) 15時 必着

ウ 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)

エ 提出場所 北海道経済部地域経済局中小企業課 担当：山崎
〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

電話 011-204-5331(ダイヤルイン) ファクシミリ 011-232-8127

- (2) その他

ア 電子メールによる提出は認めない。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

ウ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

4 企画提案書のヒアリングの実施

- (1) 提出された企画提案書についてはヒアリングを行い、最良の提案をした者を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5名を超えた場合には、書類選考を行い、上位5名をヒアリングの対象とする。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否(ヒアリング結果)については、別途、文書により連絡する。
- (4) ヒアリングに参加しない事業者の企画提案は無効とする。
- (5) ヒアリングにおける追加資料の配付は認めない。

5 問合せ先

上記の3の(1)のエに同じ